

離婚協議書・作成シート

記入日:令和 年 月 日

記入者: _____

①離婚の届出について

離婚の届出について	
☐ 離婚協議書作成後、速やかに離婚届を提出する(提出者: ☐ 夫 ☐ 妻)	
その他: _____	

②子どもについて

子どもについて(未成年の子または養育費の支払を受ける子がいる場合)				
①	フリガナ		生年月日	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
	氏名(続柄)	()	親権・監護者	親権: ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 共同 監護者: ☐ 夫 ☐ 妻
②	フリガナ		生年月日	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
	氏名(続柄)	()	親権・監護者	親権: ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 共同 監護者: ☐ 夫 ☐ 妻
③	フリガナ		生年月日	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
	氏名(続柄)	()	親権・監護者	親権: ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 共同 監護者: ☐ 夫 ☐ 妻

③養育費の支払いについて

養育費の支払いについて(子ひとりにつき、毎月 円支払う)			
養育費の支払い	☐ 夫 ☐ 妻 が養育費を支払う	支払い日	☐ 毎月 日 ☐ 毎月末日
支払い方法	☐ 口座振込 ☐ その他()	手数料負担者	
支払い期間	☐ 令和 年 月から	まで	
	☐ その他()から		
☐ 支払い日に金融機関が休業の場合:(☐ 前 ☐ 翌)営業日に支払う ☐ 進学、病気等により多額の費用を必要とするとき、その負担について協議する ☐ 事情変更があった場合、養育費の増減について協議する その他: _____			

④面会交流について

面会交流について	
☐ 面会交流の回数は月 _____ 回程度とする	
☐ 宿泊付の面会交流を認める	
☐ 学校行事の参加を認める	
☐ 面会交流の日時・場所・方法について、子の福祉に充分配慮しながら協議して定める	

☐ 面会交流の費用は _____ が負担する

その他:

⑤ 慰謝料について

慰謝料について			
慰謝料の支払い	☐ 夫 ☐ 妻 が慰謝料を支払う	慰謝料の総額	

☐ 一括払いで支払う			
支払い日	☐ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに	支払い方法	☐ 口座振込 ☐ その他 (_____)
	☐ その他 (_____)	手数料負担者	
☐ 遅延損害金: 年 _____ %			
その他:			

☐ 分割払いで支払う (支払い回数 _____ 回)			
1回の支払い額		支払い日	☐ 毎月 _____ 日 ☐ 毎月末日
支払い方法	☐ 口座振込 ☐ その他 (_____)	手数料負担者	
支払い期間	☐ 令和 _____ 年 _____ 月から	_____ まで	
	☐ その他 (_____) から		
☐ 支払い日に金融機関が休業の場合: (☐ 前 ☐ 翌) 営業日に支払う			
☐ 遅延損害金: 年 _____ %			
☐ 期限の利益喪失約款をつける: 分割払いの支払いを _____ 回分怠ったとき			
その他:			

※「遅延損害金」とは、返済を遅滞したときに、損害を賠償するために支払われる金銭のことをいいます。

※「期限の利益」とは、分割で支払う場合の、期限までは支払わなくてもいいという債務者の利益のことをいいます。期限の利益喪失約款とは、分割払いの支払いを怠った場合に、期限の利益を失わせるものです。(期限の利益を失うと一括払いになります)

⑥ 財産分与等について

財産分与について (金銭)			
金銭の支払い	☐ 夫 ☐ 妻 が金銭を支払う	金銭の総額	

☐ 一括払いで支払う			
支払い日	☐ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに	支払い方法	☐ 口座振込 ☐ その他 (_____)
	☐ その他 (_____)	手数料負担者	
☐ 遅延損害金: 年 _____ %			
その他:			

□分割払いで支払う(支払い回数 回)			
1回の支払い額		支払い日	□毎月 日 □毎月末日
支払い方法	□口座振込 □その他()	手数料負担者	
支払い期間	□令和 年 月から	まで	
	□その他()から		
☐ 支払い日に金融機関が休業の場合:(□前 □翌)営業日に支払う ☐ 遅延損害金:年 _____ % ☐ 期限の利益喪失約款をつける:分割払いの支払いを _____ 回分急ったとき その他:			

不動産の名義変更・引渡し方法について
☐ 登記手続き費用は _____ が負担する

※不動産を記載する場合は、当該不動産の「登記事項証明書」(登記簿謄本)(3 か月以内に発行されたもの)のコピーをお送りください。

その他財産の名義変更・引渡し方法について

※自動車に記載する場合は、当該自動車の「車検証」のコピーをお送りください。

ローンの名義変更等について(□住宅ローン □自動車ローン □その他ローン)

※ローンを記載する場合は、当該ローンの「契約書」(ローンの契約内容がわかるもの)のコピーをお送りください。

保険について(□生命保険 □学資保険 □その他保険)

※保険を記載する場合は、当該保険の「保険証券」(契約者・被保険者・保険金受取人等契約内容がわかるもの)のコピーをお送りください。

⑦振込先の口座について

預金口座(□養育費 □慰謝料 □財産分与)			
	金融機関・支店名	口座番号	名義人
預金口座			

⑧年金分割について

年金分割について	
年金分割	☐ 分割する:按分割合 % (上限 50%) ☐ 分割しない
その他:	

※合意分割の対象期間と3号分割の対象期間が混在している場合、合意分割の請求をした時点で3号分割の請求があったものとみなされます。

住所・勤務先等の変更について	
☐ 通知する	
その他:	

裁判管轄について	
☐ 夫の住所地	☐ 妻の住所地
その他:	

清算条項について	
☐ 記載する	☐ 記載しない
☐ () に関しては合意せず、別途協議する	
その他:	

⑫その他記載したい事項について

その他記載したい事項について

記入項目は以上です、お疲れさまでした。

※郵送する場合のご注意

本作成シートの内容について後日打合わせをおこないますので、記入済みのコピーを手元に残しておいてください。

遅延損害金の上限利率について

遅延損害金の利率は、利息制限法という法律によって次のように利率が定められています。

	区分	上限利率
遅延損害金	元金が 100 万円以上	年 21.9%
	元金が 10 万円以上 100 万円未満	年 26.28%
	元金が 10 万円未満	年 29.2%

※「遅延損害金」とは、支払い期限を守らなかった場合に、損害賠償金として支払われる金銭のことをいいます。

※原則として慰謝料や財産分与、養育費に対しても遅延損害金は発生します。ただし、養育費の場合は慰謝料等と異なり、あくまで生活している中で日々発生する生活費という意味合いが強く、公正証書を作成する場合、公証人によっては遅延損害金の定めを記載することを認めない場合も多くあります。（当事務所でもそのように取り扱っております）

※契約書に遅延損害金について定めていなかった場合でも、法定利率（年 3%変動制）までの遅延損害金を請求することができます。

その他、本作成シートの記載事項についてわからないことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒028-3303

岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田 3-58

行政書士久保田事務所 行政書士 久保田 誠

TEL:019-681-7675

URL:<https://kubotaoffice.com/> MAIL:mail@kubotaoffice.com